第2表 家事審判・調停事件の事件別

-			1			
事 件 1)	和昭					成平
≠ 11 1)	24 年	30	40	50	60	20
		2)	3)	4)		年
春 判 事 件 裁 数 別 表 第 一 書 判 事 件	285 786 281 958	307 488 304 396	235 588 232 354	210 552 205 798	304 377 297 148	596 945 581 593
別 表 第 一 書 判 事 件 後見開始の審判及びその取消し(別一1等) 5)	148	294	232 304 508	611	297 146 937	22 702
保 佐 開 始 の 審 判 ・ 取 消 し な ど (別一 17等) 5)	433	738	445	462	526	6 055
補 助 開 始 の 審 判 ・ 取 消 し な ど(別-36等) 6)		***		•••		2 781
後 見 人 等 の 選 任(別一3等) 5) 雕 縁 後 の 未 成 年 後 見 人 の 選 任(別一70) 5)7)	15 775	24 438	11 103 28	5 720 24	5 548 33	5 717 13
 離縁後の未成年後見人の選任(別-70) 5)7) 後見人等の辞任(別-4等) 5) 	123	261	184	163	159	1 319
後 見 人 等 の 解 任(別-5等) 5) 8)	59	111	56	36	57	431
後見人の財産目録の作成の期間の伸長(別一9等) 9)	4	1	-	2	6	73
後見人等の権限行使についての定め及びその取消し(別一10等) 6)						351
居 住 用 不 動 産 の 処 分 に つ い て の 許 可 (別一 11等) 6) 特 別 代 理 人 の 選 任 (利 益 相 反 行 為) (別一 12等)	5 931	25 060	16 101	10 523	16 105	3 412 11 498
郵 便 物 等 の 配 達 の 嘱 託 な ど (別一 12の2) 10)						
後 見 人 等 に 対 す る 報 酬 の 付 与(別-13等) 5)	1	5	8	11	37	16 205
後 見 等 監 督 処 分(別一14等) 5) 11) 第三者が子等に与えた財産の管理者選任等(別一15等)	3	8	602	482	423	56 993
第三者が子等に与えた財産の管理者選任等(別一15等) 後見終了に伴う管理計算の期間の伸長(別一16等)	82 9	56 1	118 1	3	_	2 23
成 年 被 後 見 人 死 亡 後 の 事 務 (別一16の2) 10)						
臨時保佐人等の選任 (利益相反行為) (別一25等) 5)	2	10	15	6	9	136
不在者の財産の管理に関する処分(別-55)	74	312	1 174	2 617	3 879	8 944
失 踪 の 宣 告 及 び そ の 取 消 し (別一 56等) 夫 婦 の 財 産 管 理 者 変 更 ・ 共 有 財 産 の 分 割 (別一 58) 12)	1 433	1 792	2 890	3 013	2 280	2 675
特別代理人の選任(嫡出否認)(別-59)	1 081	196	10	19	5	3
子の氏の変更についての許可(別―60)	40 887	44 501	40 779	69 907	137 132	179 506
養子をするについての許可(別-61)	44 699	28 530	16 157	6 772	3 244	1 439
離 縁 を す る に つ い て の 許 可(別— 62) 特別養子縁組の成立及びその離縁に関する	1 814	1 629	1 616	1 442	1 618	2 585 395
処分 (別一 63等) 13)						333
親権喪失,親権停止又は管理権喪失の審判及びその取消し(別一 67等) 14)	258	395	136	102	74	139
親権・管理権の辞任・回復(別一69)	378	1 452	141	49	43	22
扶養義務の設定及びその取消し(別一84等) 15) 推定相続人の廃除及びその取消し(別一86等) 16)						
推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分(別-88)	35	-	2	2	7	7
相続の承認又は放棄の期間の伸長(別-89)	2 405	3 846	1 839	828	835	5 045
相続財産の保存又は管理に関する処分(別―90)	13	18	32	20	163	88
相続の限定承認又は放棄の取消し(別一91) 17) 相続の限定承認の申述受理(別一92)	181	 587	48 353	67 237	34 451	82 897
鑑 定 人 の 選 任(別-93等)	5	13	26	18	39	71
相続の放棄の申述の受理(別一95)	148 192	142 289	110 242	48 981	46 227	148 526
相続財産の分離に関する処分(別-96)	569	-	5	-	7	1
相 続 財 産 管 理 に 関 す る 処 分 (財 産 分 離) (別一 97) 相 続 財 産 管 理 人 選 任 等 (相 続 人 不 分 明) (別一 99)	18 56	14 320	44 910	1 822	1 2 567	12 382
特別縁故者への相続財産の分与(別-101) 7)			189	358	369	913
遺 言 の 確 認(別一 102)	147	141	133	95	110	115
遺 言 書 の 検 認(別-103)	367	640	971	1 870	3 301	13 632
遺 言 執 行 者 の 選 任(別一104) 遺言執行者に対する報酬の付与(別一105)	133	225 4	397 8	767 18	887 45	2 015 199
遺言執行者の解任及び辞任(別-106等)	11	10	25	43	50	138
遺 言 の 取 消 し(別-108)	1	-	4	2	-	4
遺留分の放棄についての許可(別-110)	364	433	759	1 035	1 271	988
任 意 後 見 契 約 に 関 す る 法 律 関 係 (別一 111等) 6) 戸 籍 法 に よ る 氏 の 変 更 に つ い て の 許 可 (別一 122)	1 797	1 035	1 057	924	3 889	1 200 15 221
戸籍 法 に よ る 名 の 変 更 に つ い て の 許 可 (別一 122)	9 276	10 492	12 143	10 410	9 362	7 714
就 籍 に っ い て の 許 可(別-123)	623	7 456	1 005	415	272	181
戸籍の訂正についての許可(別-124)	4 454	6 224	4 550	2 959	2 081	1 164
戸籍事件についての処分に対する不服(別― 125)	6	3	2	13	9	10
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3条1項の事件 (別一 126) 18)		***	•••	***	•••	440
児 童 福 祉 法 28 条 1 項 の 事 件(別-127) 19)		6	9	22	12	199
児童福祉法28条2項の事件(別-128) 20)						125
生活保護法 30条 3項の事件(別一129) 21) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び		- 297	6 5 429	1 32 897	53 012	46 816
○仲氏大等の状態で重人な他告行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件 (別─ 130) 21) 22)		231	0 423	02 031	00 012	40 010
破 産 法 61 条 の 事 件(別-131等) 23)		-	-	-	-	-
破産法 238 条 の 事件(別-133) 24)	***	***	***	***	***	1
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律8条1項の事件(別一 134) 25) 子 の 懲 戒 に 関 す る 許 可 そ の 他 の 処 分(家審法甲9) 26)	17			-		
禁治産者の入院等についての許可(家審法旧甲19)27)	17	1	4	23	32	-
相続財産の管理人の選任(家審法甲28) 28)	93					
戸 籍 届 出 の 委 託 確 認(家審法甲) 29)	***	474	90	5	-	-

昭和24年から平成24年の数値及び平成25年以降の家審法適用事件の数値は、家審法に対応する家事法上の分類及び事件名に計上している。ただし、事件名末尾に「(家審法〜)」とあるものを除く(本表以降の表の数値についても同様である。)。 「別表第一審判事件」のうち、その他77件、「別表第二審判事件」のうち、その他7件、「別表第二調停事件」のうち、その他の乙類事件306件を計上している。「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項(件を計上している。「別表第一審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項(件を計上している。「別表第一審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項(件、「別表第二審判事件」のうち、民法の附則に掲げる事項(件を計上している。平成12年4月以降の事件名であり、平成12年については、4月以降の数値に対応する事件名の3月までの数値を合計したものを計上している。 昭和37年「民法の一部を改正する法律」及び「家事審判規則の一部を改正する規則」の施行により、同年7月から計上している。 昭和37年「民法の一部を改正する法律」及び「家事審判規則の一部を改正する規則」の施行により、同年7月から計上している。 昭和30~37年6月は、職権に基づくものを計上していない。 平成19年までは「後見人の財産目録の調製の期間の伸長」と称していた。 平成19年までは「後見人の財産目録の調製の期間の伸長」と称していた。 1)

新受件数一全家庭裁判所

21	22	23	24	25	26	27	28	29
621 316	633 337	636 757	672 683	734 227	730 608	784 088	835 713	863 88
603 999	614 823	617 022	650 529	714 196	710 562	764 361	816 216	844 66
23 148	25 016	26 022	28 600	28 208	27 686	27 708	26 971	27 91
6 707	7 915	8 725	9 835	10 531	11 289	11 904	12 373	13 36
3 088	3 450	3 371	3 711	3 806	3 998	4 003	3 943	4 09
6 328	6 847	7 591	8 898	10 846	14 932	19 970	16 046	12 27
8	15	10	8	11	10	19	7	
2 058	1 824	2 010	2 577	3 714	6 342	10 920	11 935	9 13
443	480	582	883	971	1 095	876	658	57
109	103	103	186	246	249	270	275	18
468	468	564	2 166	3 729	7 031	11 057	10 322	7 39
3 771	4 418	4 998	5 851	6 589	6 700	7 169	7 511	7 75
12 056	11 907	12 058	11 699	11 039	10 617	9 534	9 163	9 18
		24.000	45.001		70 400	101 000	333	1 43
20 777	26 099	34 098	45 091	58 918	76 420	101 088	123 599	137 72
56 720	46 218	40 475	43 448	81 995	93 657	109 253	141 222	153 25
2	1	-	-	3	-	2	-	
34	28	23	32	46	62	58	63	6
							351	1 85
134	125	172	170	167	174	129	124	12
9 504	8 769	8 233	8 358	8 194	8 604	7 841	8 138	8 09
2 668	2 913	2 659	2 568	2 798	2 519	2 596	2 323	2 46
•••				1			-	
4	2	2		8	5	2	-	
182 799	186 206	173 196	175 597	173 624	165 898	169 346	161 460	158 27
1 314	1 239	1 134	1 132	1 061	1 080	1 051	1 075	90
2 415	2 464	2 394	2 498	2 455	2 365	2 393	2 184	2 27
418	426	425	508	596	625	621	661	72
110	147	119	239	315	274	267	316	37 1
30	28	49	25	32	17	15	35	
			***	1 171	348 239	101 199	82 209	8
		2		227				22
6	7		8	1	2	2	1	
5 658	6 150	7 014	6 694	6 838	7 028	7 399	7 210	7 18
80	83	107 98	124	161	247	342	451	49
87 978	89 880	98 889	105 833	106 830	126 770	86	68 753	72
						759		
46	78	84	76	68	82	77	66	905.00
156 419 1	160 293 2	166 463	169 300 2	172 936 3	182 082 4	189 296 2	197 656 3	205 90
-	1	_	2	2	2	2	2	
		15 676						
12 883 952	14 069 935	15 676	16 751	17 869	18 448	18 618 1 043	19 810	21 13 1 09
		1 010	1 128	1 097	1 136		1 069	
104	176	91	119	136	146	144	116	17.00
13 963	14 996	15 113	16 014	16 708	16 843	16 888	17 205	17 39
2 043	2 144	2 277	2 426	2 509	2 527	2 530	2 539	2 56
218	284	315	432	418	449	425	485	54
167	156	168	204	131	184	188	155	17
5	1	4	11	3	5	6	7	1.01
1 056	1 110	1 068	1 036	1 154	1 181	1 176	1 180 3 895	1 01
1 470	1 498	1 745	2 085	2 547	2 865	3 428		4 33
15 295	15 215	14 579	15 212	14 869	14 219	14 002	13 316	13 23
7 332	7 289	6 997	7 465	7 054	6 720	7 062	6 341	6 29
178	202	186	190	209	156	160	143	18
1 097	1 008	1 061	992	908	936	887	837	88
25	9	20	45	41	17	20	19	1
466	537	639	742	786	831	877	902	92
202	237	235	300	276	279	254	269	28
92	129	98	123	130	143	150	160	13
48 052	50 112	52 042	54 012	55 086	10 872	107	128	12
-	=	1	=	=	-	-	=	
4	6	8	9	8	10	16	21	1
7	19	19	9	11	16	23	30	3
-	-	-		•••				
	•••	•••		•••				

¹¹⁾ 昭和30~37年6月は、職権に基づくものを計上していない。昭和32年までは「後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和33~38年は「被後見人の財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和33~38年は「被後見人の財産の管理その他の後見の事務に関する処分」と、昭和39~平成11年は「後見監督処分」と称していた。
12) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(家審法乙2)」に計上している。
14) 平成26年「民法等の一部を改正する法律」の施行により、同年4月から「親権停止の審判及びその取消し」を計上している。また、平成
23年までは「親権・管理権の喪失の宣告・取消し」と称していた。
15) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「扶養に関する処分(別二9等)」に計上している。
16) 平成25年1月から計上している。ただし、家審法適用事件は「抹走相続人の廃除及びその取消し「家審法こ9」に計上している。
17) 昭和37年6月までは「相続の限定承認の申述受理(別一92)」又は「相続の放棄の申述の受理(別一95)」に計上しているが、同年7月以降は本欄に計上している。
18) 平成16年7月から計上している。

第2表 家事審判・調停事件の事件別

		1	T I				
		和昭					成平
事 	件 1)	24 年	30 2)	40 3)	50 4)	60	20 年
別表第二審判	* #	1 838	3 092	3 234	4 754	7 229	15 352
夫婦の同居・協力扶	助 (別二 1)	44	104	107	88	31	37
婚姻費用の分子の監護者の指定その他の如	担 (別二 2)		6	172	285	435	2 130
子の監護者の指定その他の処財産の分与に関する処	分 (別二 3) 分 (別二 4)	44 79	16 57	34 58	267 122	874 182	5 090 307
祭祀の承継者の指	カ (M二 4) 定 (別二 5等)	11	12	12	32	52	91
無 線 後 の 親 権 者 の 指	定 (別二 7) 7)	11		2	- 32	2	2
親権者の指定又は変	更 (別二 8)	731	1 828	1 698	2 124	2 991	2 343
扶養 に 関 す る 処	分 (別二 9等) 30)	476	358	364	892	1 339	1 276
遺産の分割に関する処分な	ど (別二 12等) 31)	251	475	681	834	1 035	2 019
高 与 分 を 定 め る 処	分 (別二 14) 32)	231	413		034	168	647
請求すべき按分割合に関する処	分 (別二 14) 32)						1 244
生活保護法77条2項の事	件 (別二 16) 21)		1	_	_	_	1 244
	産	2	_	1	_	_	_
の分割	(家審法乙2) 34)	2		1			
推定相続人の廃除及びその取消	し (家審法乙9) 35)	200	228	104	109	120	166
破産法 61 条 の 事	件 (家審法乙) 36) 37)			-	_	-	_
そ の 他 の	事件	1 990					
調停事件総	数	39 229	43 109	52 528	74 083	85 035	131 093
別表第二調停	本 件	8 160	8 450	11 160	17 097	26 434	58 647
夫婦の同居・協力扶	助 (別二 1)	2 166	1 990	1 252	536	207	181
婚姻費用の分	担 (別二 2)	114	23	836	1 339	1 739	11 564
	分 (別二 3)	510	53	242	2 016	7 855	23 596
財産の分与に関する処	分 (別二 4)	1 946	482	270	504	804	1 311
祭祀の承継者の指	定 (別二 5等)	12	14	21	35	73	155
離縁後の親権者の指	定 (別二 7) 7)			3	-	2	2
親権者の指定又は変	更 (別二 8)	314	1 188	2 698	5 196	8 457	8 767
扶養に関する処	分(別二9等)	1 970	2 026	2 290	2 982	1 905	621
遺産の分割に関する処分な	ど (別二 12等)	853	2 186	3 439	4 395	5 141	10 860
寄与分を定める処	分 (別二 14) 32)	***	***	***	***	154	717
請求すべき按分割合に関する処	分 (別二 15) 33)						770
生活保護法77条2項の事	件 (別二 16) 38)		1	-	-	-	-
夫婦の財産管理者変更・共有財の分割	産 (家審法乙2) 39)	108	4	7	8	=	-
	し (家審法乙9) 39)	152	177	102	86	97	103
推定相続人の廃除及びその取消破産 法 61 条 の 事	件 (家審法乙) 39) 40)	102	111	102	- 00	91	103
家事審判法附則に掲げ	ト (水田伝乙) 39) 40)	15				-	
水 事 番 刊 伝 門 別 に 掲 り 別 表 第 二 以 外 の 調	の 事 供	31 069	34 659	41 368	56 986	58 601	72 446
	ア テ 叶 り 事 件 41)	11 818	13 961	22 735	39 578	43 853	55 935
	9 事 件42)	4 902	5 379	3 719	2 614	1 438	581
離婚その他男女関係解消に基づ		4 902	3 319	1 991	2 092	1 587	1 339
親族間の	紛 争44)			4 042	3 446	2 577	3 049
合意に相当する審	判 事 項 45)	2 515	3 966	4 811	5 311	4 373	4 335
離	線	1 348	1 303	1 075	1 230	1 381	1 285
7 m. O	他	10 486	10 050	2 995	2 715	3 392	5 922
	10						

- 19) 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの児童福祉法28条の事件は本欄に計上している。
- 21)
- 18日本20年3 (末 でん)記かず月、18日立とでする。平成18年3 でが光瑩間正広と8末が平下は平満に用工している。 平成17年4月から計上している。 昭和25年5月から法律施行により計上しているが、昭和25年は「その他の事件」に計上している。 平成26年3月までは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条2項の事件を計上していた。同法は、昭和63年7月から「精神衛生法」が「精神保健法」と、
- さらに、平成7年7月1日から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改題名された。 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。平成16年までの破産法68条及び345条の事件は本欄に計上している。
- 平成17年1月から計上している。 平成21年3月から計上している。 24)
- 26)
- 27)

- 30)
- 平成24年以降は計上していない。
 平成13年以降は計上していない。
 平成13年以降は計上していない。
 全て職権に基づくものであり、昭和30年以降は計上していない。
 昭和27年までは「その他の事件」に計上している。平成25年以降は計上していない。
 平成35年以降の「扶養義務の設定及びその取消し」は「扶養義務の設定及びその取消し(別―84等)」に計上している。
 平成35年以降の「扶養義務の設定及びその取消し」は「扶養義務の設定及びその取消し(別―84等)」に計上している。
 平成25年から「遺産分割禁止の審判の取消し及びその変更」を計上している。また、平成24年までは「遺産の分割に関する処分」と称していた。 31)
- 昭和55年「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」の施行により、昭和56年1月から計上している。 平成19年4月から計上している。
- 33)
- 平成19年4月から計上している。
 平成25年から「夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割(別一58)」に計上している。
 平成25年から「推定相続人の廃除及びその取消し(別一86等)」に計上している。ただし、家審法適用事件は本欄に計上している。
 昭和26年までは「その他の事件」に計上している。
 平成16年までの破産法68条の事件は本欄に計上している。
 平成25年から「破産法61条の事件(別一131等)」に計上している。
 昭和25年5月から法律の施行により計上しているが、昭和25、26年は「その他」に計上している。
 平成25年以降は計上していない。ただし、家審法適用事件を除く。 35)
- 37)
- 39)
- 41)
- 平成25年以降は計上していない。たたし、家番法適用事件を除く。 昭和26年までは「その他」に計上している。平成16年までの破産法68条の事件は本欄に計上している。 昭和37年までは「離婚」と称していた。 昭和27年までは「離姻子約不履行に基づく慰謝料」と、昭和28~36年は「婚姻予約(内縁)に関するもの」と称していた(いずれも婚姻外の男女関係の紛 争及びその解消に基づく慰謝料の双方の事件を計上している。)。

新受件数-全家庭裁判所 (続き)

21	22	23	24	25	26	27	28	29
17 317	18 514	19 735	22 154	20 031	20 046	19 727	19 497	19 2
32	41	44	79	64	54	43	51	
2 391	2 642	2 826	3 310	3 421	3 476	3 515	3 343	3 2
5 957	6 733	7 502	8 823	8 675	9 042	9 216	9 346	9 2
374	395	410	413	387	400	397	399	3
110	108	94	123	110	122	90	94	
6	2	3	5	3	5	2	1	
2 381	2 343	2 459	2 460	2 169	2 042	1 971	1 903	1.8
1 327	1 395	1 372	1 479	228	168	156	151	1
2 073	2 125	2 305	2 586	2 317	2 155	2 012	1 895	1 9
674	600	685	736	668	671	528	471	4
1 837	1 944	1 877	1 945	1 984	1 911	1 797	1 843	1.8
-	-	_	-	_	_	_	_	
-	1	-	2					
155	185	158	193	5	-	-	-	
-	-	-	-	***	***	***	***	
138 240	140 557	137 390	141 802	139 593	137 207	140 822	140 640	139 2
64 448	67 034	68 166	73 204	74 870	75 972	78 909	80 213	81 6
179	183	195	193	166	110	102	123	1
12 872	14 222	15 022	16 544	17 832	18 570	20 276	21 383	21 7
27 241	28 180	28 955	31 421	32 208	32 565	34 250	34 811	35 2
1 393	1 500	1 493	1 558	1 605	1 632	1 701	1 666	1.7
159	182	166	194	186	187	195	160	
2	1	-	2	8	4	-	1	
8 476	8 501	7 864	7 669	7 306	7 194	6 782	6 710	6
676	688	572	582	612	549	559	550	
11 432	11 472	11 724	12 697	12 878	13 101	12 980	12 766	14 (
785	767	818	847	750	745	691	692	(
1 126	1 238	1 275	1 412	1 311	1 313	1 373	1 351	1 2
-	=	-	-	-	1	-	-	
1	-	-	1	-	-	-	-	
106	100	82	84	8	1	=	=	
-	-	-	-					
73 792	73 523	69 224	68 598	64 723	61 235	61 913	60 427	57 €
57 389	57 362	53 625	53 427	50 581	47 685	48 764	47 717	45 7
554	507	483	455	398	318	313	227	2
1 100	1 095	1 013	879	784	706	656	613	
2 874	3 002	2 858	2 828	2 527	2 384	2 429	2 234	2 (
4 417	4 353	4 259	4 270	4 146	4 029	3 828	3 763	3 4
1 226	1 378	1 248	1 284	1 208	1 245	1 170	1 245	1 1
6 232	5 826	5 738	5 455	5 079	4 868	4 753	4 628	4 3

 ⁴³⁾ 離婚に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「その他」に計上し、婚姻外の男女関係解消に基づく慰謝料事件は、昭和36年までは「婚姻外の男女間の事件」に計上している。
 44) 昭和36年までは「その他」に計上している。
 45) 平成24年までは「家審法23条に掲げる事項」と称していた。